

表 4.2-2(47) 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	産業廃棄物及び残土 造成等の施工による一時的な影響	1. 予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測する。	一般的に廃棄物等の予測で用いられている手法とした。
		2. 予測地域 対象事業実施区域とする。	造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。
		3. 予測対象時期等 工事期間中とする。	造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。
		4. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 産業廃棄物及び残土の発生量が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

表 4.2-2(48) 調査、予測及び評価の手法（放射線の量）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分				
放射線の量	放射線の量	工事中資材等の搬出入	1. 調査すべき情報 (1)放射線の量（空間線量率）の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2. 調査の基本的な手法 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【文献その他の資料調査】 「環境省 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）第 43 条で定められた方法により放射線の量（空間線量率）を測定し、調査結果の整理を行う。	「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（環境省、平成 27 年）に記載された手法とした。
			3. 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	放射線の量に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4. 調査地点 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【現地調査】 「図 4.2-13(1) 放射線の量の調査地点（空間線量率）」に示す 2 地点（No.21～No.22）とする。	工事中資材等の搬出入による影響が想定される地点とした。
			5. 調査期間等 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【現地調査】 空間線量率の調査は 1 回行う。	工事の実施が想定される季節とした。
			6. 予測の基本的な手法 拡散・流出防止措置を踏まえた定性的な予測、または、既往の放射性物質の知見に基づく定性的な予測とする。	「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（環境省総合環境政策局環境影響評価課、平成 27 年）に記載された手法とした。
			7. 予測地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	工事中資材等の搬出入による影響が想定される地域とした。
			8. 予測地点 「3. 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	工事中資材等の搬出入による影響が想定される地点とした。
			9. 予測対象時期等 工事期間中とする。	工事中資材等の搬出入による影響を的確に把握できる時期とした。
			10. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 放射線の量に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

表 4.2-2(49) 調査、予測及び評価の手法（放射線の量）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分				
放射線の量	放射線の量	造成等の施工による一時的な影響	1. 調査すべき情報 (1)放射線の量（空間線量率）の状況 (2)放射線の量（放射能濃度：水質）の状況 (3)放射線の量（放射能濃度：土壌）の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2. 調査の基本的な手法 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【文献その他の資料調査】 「環境省 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行規則(平成23年環境省令第33号)第43条で定められた方法により放射線の量（空間線量率）を測定し、調査結果の整理を行う。 (2) 放射線の量（放射能濃度：水質）の状況 【文献その他の資料調査】 「環境省 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 以下の方法で測定し、調査結果の整理を行う 採取：「環境試料採取法」（文部科学省、昭和58年）等 分析：ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ測定等 (3) 放射線の量（放射能濃度：土壌）の状況 【現地調査】 以下の方法で測定し、調査結果の整理を行う 採取：「環境試料採取法」（文部科学省、昭和58年）等 分析：ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ測定等	「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（環境省、平成27年）に記載された手法とした。
			3. 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	放射線の量に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4. 調査地点 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【現地調査】 「図4.2-13(1) 放射線の量の調査地点（空間線量率）」に示す22地点（No.1～No.22）とする。 (2) 放射線の量（放射能濃度：水質）の状況 【文献その他の資料調査】 「3. 調査地域」と同じ、対象事業実施区域の周囲の河川とする。 【現地調査】 「図4.2-13(2) 放射線の量の調査地点（水質）」に示す対象事業実施区域の周囲の8地点（水質1～水質8）とする。 (3) 放射線の量（放射能濃度：土壌）の状況 【現地調査】 「図4.2-13(3) 放射線の量の調査地点（土質）」に示す22地点（No.1～No.22）とする。	放射線の量（空間線量率）の状況については、造成等の施工による一時的な影響が想定される地点とした。放射線の量（放射能濃度：水質）の状況についての選定理由は、水質（浮遊物質質量及び流れの状況）と同じである。

表 4.2-2(50) 調査、予測及び評価の手法（放射線の量）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
放射線の量	放射線の量	造成等の施工による一時的な影響 5. 調査期間等 (1) 放射線の量（空間線量率）の状況 【現地調査】 空間線量率の調査は1回行う。 (2) 放射線の量（放射能濃度：水質）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く3季について、各1回（平常時）行う。また、降雨時に1回行う。 (3) 放射線の量（放射能濃度：土壌）の状況 【現地調査】 土壌の採取は1回行う。	工事の実施が想定される季節とした。
		6. 予測の基本的な手法 拡散・流出防止措置を踏まえた定性的な予測、または、既往の放射性物質の知見に基づく定性的な予測とする。	「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（環境省総合環境政策局環境影響評価課、平成27年）に記載された手法とした。
		7. 予測地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。
		8. 予測地点 「3. 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	造成等の施工による一時的な影響が想定される地点とした。
		9. 予測対象時期等 工事期間中とする。	造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。
		10. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 放射線の量に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

表 4.2-2(51) 放射線の量の調査地点の設定根拠（放射線の量（空間線量率））

影響要因の区分	調査地点	設定根拠
工事中資材等の搬出入	No. 21	・工事関係車両の主要な走行ルート沿いである。
	No. 22	
造成等の施工による一時的な影響	No. 1	・風力発電機設置予定位置である。
	No. 2	
	No. 3	
	No. 4	
	No. 5	
	No. 6	
	No. 7	
	No. 8	
	No. 9	
	No. 10	
	No. 11	
	No. 12	
	No. 13	
	No. 14	
	No. 15	
	No. 16	
	No. 17	
	No. 18	
	No. 19	
	No. 20	
No. 21	・道路の拡幅予定位置である。	
No. 22		

表 4.2-2(52) 放射線の量の調査地点の設定根拠（放射線の量（水質））

影響要因の区分	調査地点	設定根拠
造成等の施工による一時的な影響	水質 1	・対象事業実施区域の西側において、風力発電機の設置予定位置を集水域に含む河川（田代川）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 2	・対象事業実施区域の南側において、風力発電機の設置予定位置を集水域に含む河川（赤這沢）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 3	・対象事業実施区域の南側において、既設道路拡幅に伴う改変部分を集水域に含む河川である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 4	・対象事業実施区域の南側において、既設道路拡幅に伴う改変部分を集水域に含む河川である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 5	・対象事業実施区域の南側において、既設道路拡幅に伴う改変部分を集水域に含む河川（屋敷沢）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 6	・対象事業実施区域の東側において、既設道路拡幅に伴う改変部分を集水域に含む河川（大清水沢）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 7	・対象事業実施区域の東側において、風力発電機の設置予定位置を集水域に含む河川（長崎川）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 8	・対象事業実施区域の東側において、既設道路拡幅に伴う改変部分を集水域に含む河川（桧沢）である。 ・調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。

表 4. 2-2 (53) 放射線の量の調査地点の設定根拠（放射線の量（土壌））

影響要因の区分	調査地点	設定根拠
造成等の施工による一時的な影響	No. 1	・風力発電機設置予定位置である。
	No. 2	
	No. 3	
	No. 4	
	No. 5	
	No. 6	
	No. 7	
	No. 8	
	No. 9	
	No. 10	
	No. 11	
	No. 12	
	No. 13	
	No. 14	
	No. 15	
	No. 16	
	No. 17	
	No. 18	
	No. 19	
	No. 20	
	No. 21	・道路の拡幅予定位置である。
	No. 22	

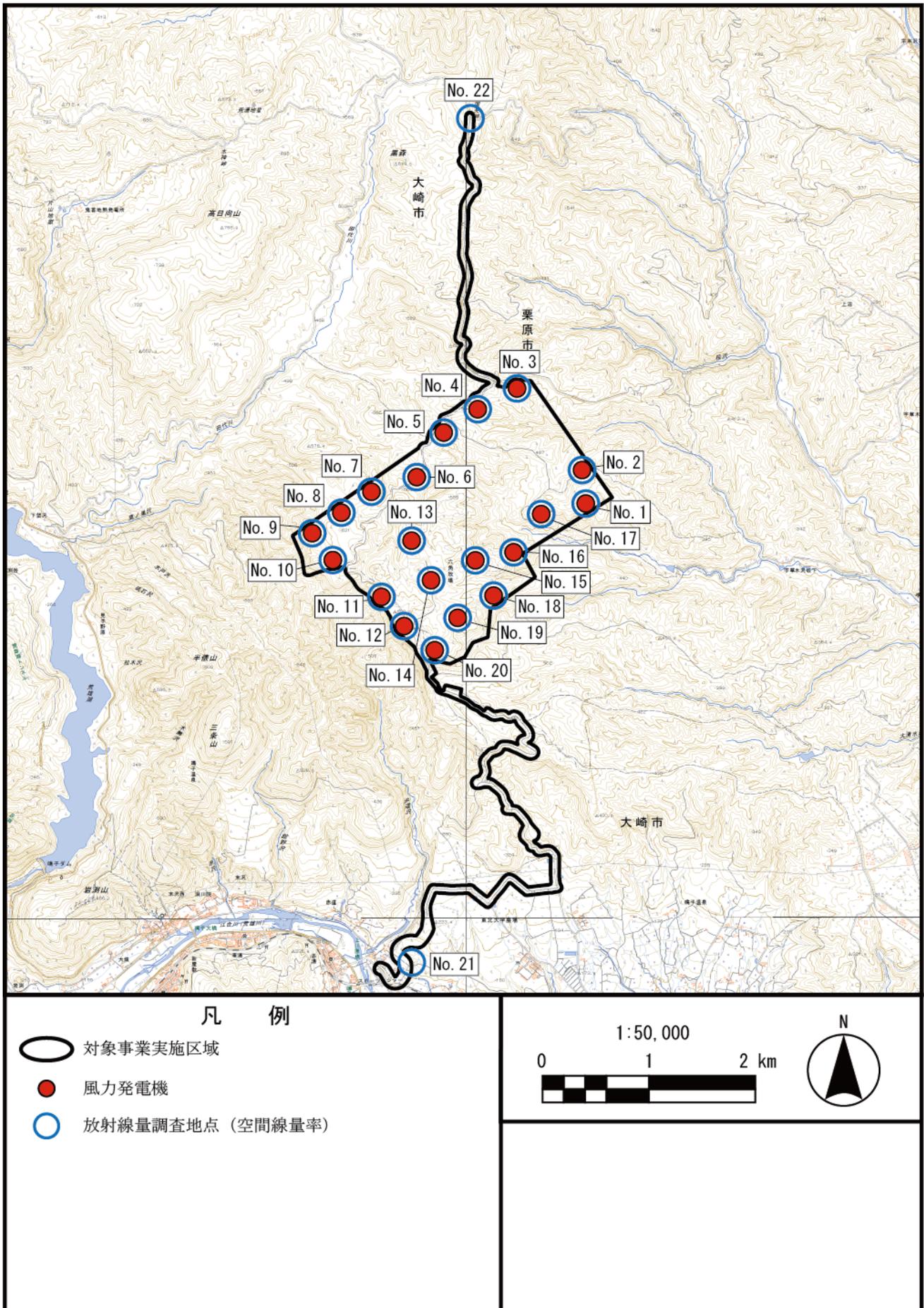


図 4.2-13(1) 放射線の量の調査地点 (空間線量率)

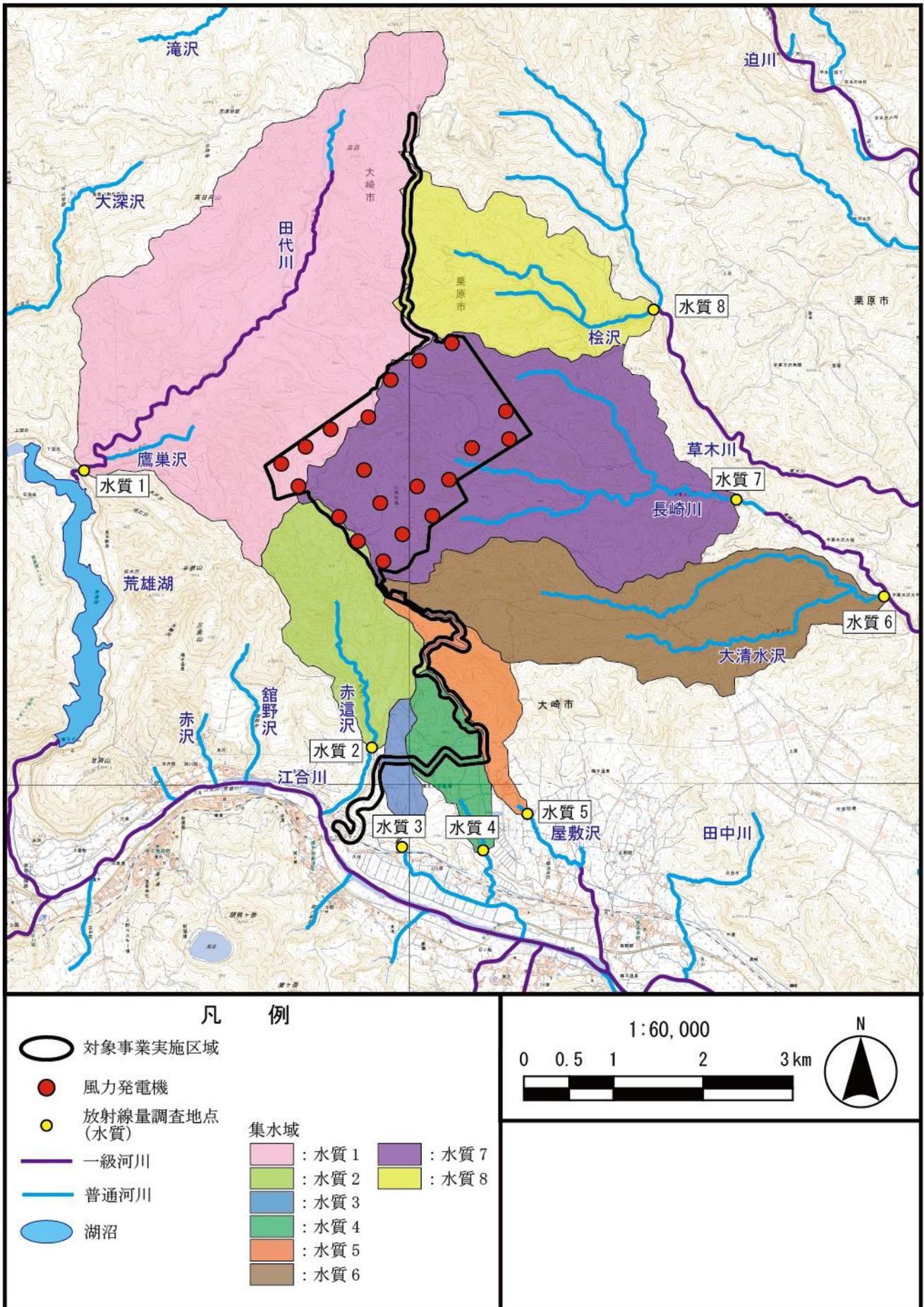
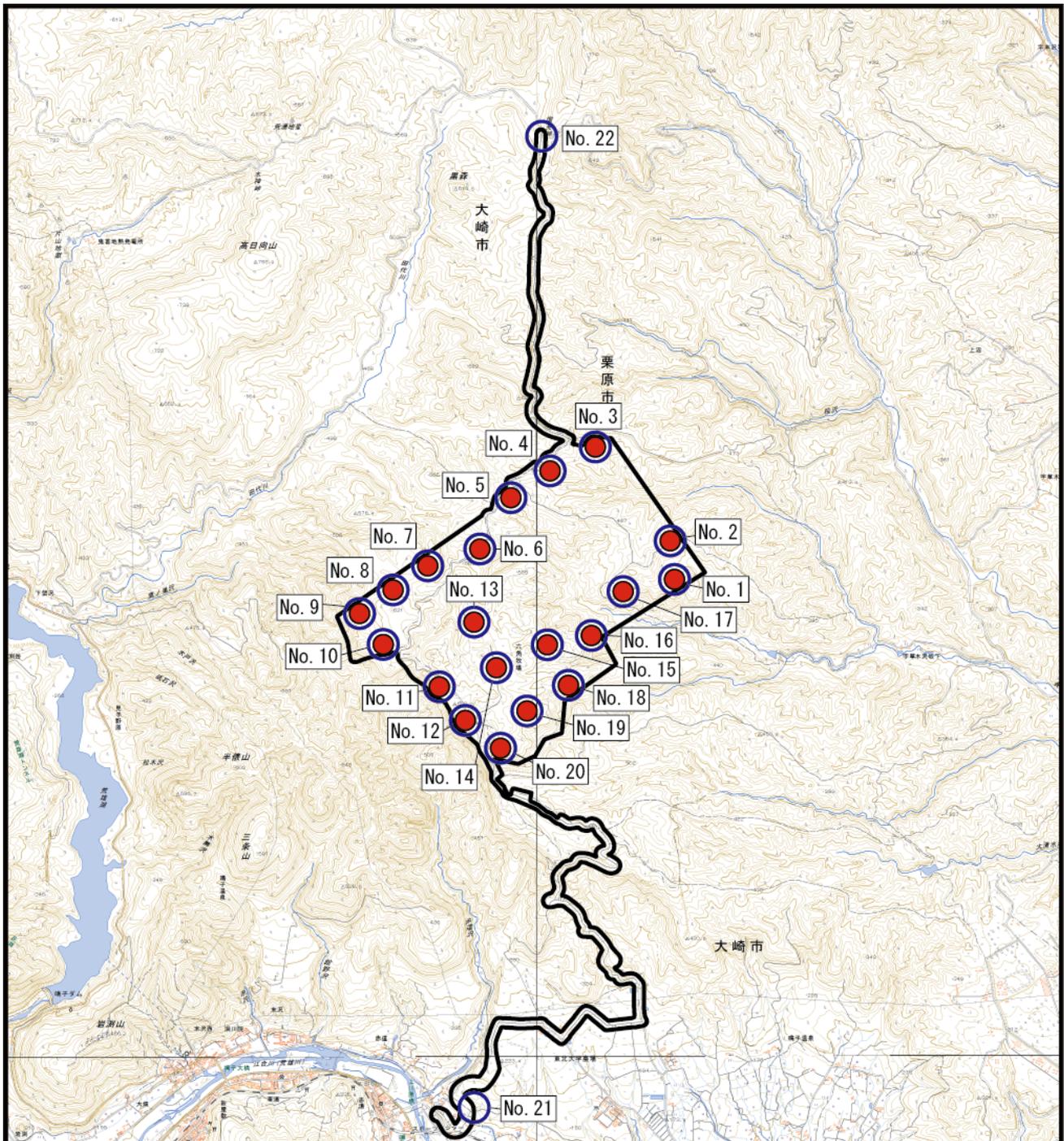


図 4.2-13(2) 放射線の量の調査地点 (水質)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  放射線量調査地点 (土壌)

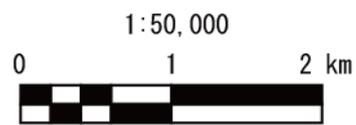


図 4.2-13(3) 放射線の量の調査地点 (土壌)

第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

委託事業者の名称 : 一般財団法人日本気象協会
代表者の氏名 : 代表理事会長 春田 謙
主たる事務所の所在地 : 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号